

平成29年1月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成29年1月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成29年1月5日(木)午後3時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第28号 公立幼稚園に関する今後のあり方の一部見直しについて
 - 議案第29号 市川市教育委員会委員の辞職について
 - 議案第30号 教育委員会事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議について
 - 議案第31号 市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 議案第32号 市川市立学校県費負担教職員ストレスチェック実施規程の制定について
 - 5 報告第22号 市川市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第28号 公立幼稚園に関する今後のあり方の一部見直しについて
 - 議案第29号 市川市教育委員会委員の辞職について
 - 議案第30号 教育委員会事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議について
 - 議案第31号 市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 議案第32号 市川市立学校県費負担教職員ストレスチェック実施規程の制定について

- 2 報告第22号 市川市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 3 その他 (1) 平成28年12月市議会定例会について

5 出席者

教育長	田中 庸惠
委員	五十嵐 芙美子
委員	小林 正貫
委員	平田 信江
委員	平田 史郎
委員	鈴木 みゆき

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下 大海
教育政策室長	永田 治
生涯学習部長	千葉 貴一
生涯学習部次長	松本 雅貴
学校教育部長	永田 博彦
学校教育部次長	井上 栄
教育政策課長	牛尾 進一
教育総務課長	板垣 道佳
就学支援課長	木村 泰子
教育施設課長	戸佐 薫
青少年育成課長	野村 良二
社会教育課長	川野 修一
中央図書館長	大里 宗行
考古博物館長	須藤 治
義務教育課長	小倉 貴志
学校安全安心対策担当室長	蜂須賀 久幸
指導課長	黒木 政継
保健体育課長	佐藤 伸雄
教育センター所長	新田 司

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課 主 幹	室岡 稔
-----------	------

”	副主幹	高井	裕美子
”	副主幹	岡田	靖弘
”	主 任	大島	裕美
”	主任主事	加澤	俊

○教育長

ただいまから、平成29年1月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案5件、報告1件、その他1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第29号「市川市教育委員会委員の辞職について」、議案第30号「教育委員会事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議について」ですが地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。よって、本案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件が、すべて終了してから行います。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、五十嵐委員、小林委員を指名いたします。続いて、議事進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、五十嵐委員を指名いたします。五十嵐委員、よろしくお願いたします。

○五十嵐委員

それでは、早速「議案」の方に入ります。議案第28号「公立幼稚園に関する今後のあり方の一部見直しについて」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長でございます。議案第28号「公立幼稚園に関する今後のあり方の一部見直しについて」ご説明させていただきます。議事日程の2ページをお願いいたします。説明が少々長くなりますので、ご容赦いただきたいと思います。こちらには、基本の方針の一部見直しの経緯と見直しのポイントを記載しております。次のページは一部見直し後の公立幼稚園に関する今後のあり方でございます。また、4ページ以降につきましては参考資料でございます。昨年の幼児教育振興審議会への諮問書と答申書となっております。それでは、議事日程の2ページにお戻りください。これまで、公立幼稚園のあり方につきましては、平成22年の幼児教育振興審議会への諮問・答申を経て、教育委員会で基本の方針を定め、これに基づいて取り組みを進めてきました。その後、子ども・子育て関連3法の制定、子ども・子育て支援新制度の開始に

伴いまして、より一層質の高い幼児教育の提供が求められることとなりました。また、公立幼稚園の園児数減少により、教育効果に支障が生じる恐れがあることから、適正規模に関する考え方を示す必要が生じております。このような社会状況等の変化に対応するため、昨年4月に幼児教育振興審議会に諮問を行い、10月に答申をいただきましたことから、この答申を踏まえ、平成22年の基本の方針の一部を見直すものでございます。見直しのポイントは2点でございます。いずれも、答申に沿った内容となっております。1点目は、公の役割に人材育成機能の役割を位置づける、ということでございます。幼稚園では、日々の保育の中で、職員同士が切磋琢磨し合いながら学び合い、幼児教育の実践の場としての役割を担っておりますが、幼児教育のさらなる質の向上が求められている中で、職員の専門性の向上がより一層重要となってきております。このため、今後も、実践の場として職場研修の機会を引き続き確保し、さらなる幼児教育の質の向上を図るため、人材育成機能を公の役割に位置づけ、公の役割を5つといたします。3ページをご覧ください。1つ目の○の公の役割、この5つ目のところに「⑤人材育成機能」を追加しております。ポイントの2点目は、公立幼稚園の適正規模を定めることとし、適正規模を明示する、ということでございます。適正規模につきましては、答申を踏まえまして、1学級の人数は、おおむね20人～35人、同学年の学級は2学級（複数学級）あることを基本といたします。3つ目の○「幼児期の教育にふさわしい環境を維持するため、公立幼稚園の適正規模を定める」のところがこれに対応する部分でございます。適正規模を下回り、以後の園児数の増が見込まれないなど、休廃園を検討する場合には、保護者の幼稚園選択に支障が出ないように配慮いたします。また、その対応の過程で単学年となる場合は、近隣園等と連携し、異年齢児交流を積極的に行うなど、教育環境の著しい低下を招かないよう配慮いたします。なお、今回、適正規模を定めると、基幹園3園は残すとしていることとの兼ね合いから、基幹園が適正規模を下回る場合の取り扱いが問題となってきます。こちらにつきましては、審議会から参考意見としていただいたところでございますので、それを踏まえまして、基幹園において適正規模を下回る場合は、公の役割を果たすことを前提として取り扱うことといたします。方向性としましては、基幹園が適正規模を維持できるよう、基幹園の環境改善を図る、あるいは、他の公立園に公の役割を移すということが考えられますが、いずれにしても、具体的な取り扱いにつきましては、状況を注視しながら関係部署と調整をし、対応することが必要だと考えております。以上が見直しのポイントでございます。次に、基本の方針の表記の仕方ですが、恐れ入りますが、資料の14ページをお願いいたします。こちらは、これまでの基本の方針でございます。基本的方向性・短期的方向性・将来的方向性の3つの方向性に分けて記載しておりますが、今回の見直しに伴いまして、案では区分を取り扱った記載としております。この中の短期的方向性につきましては、稲荷木幼稚

園の廃園、二俣幼稚園の休園の検討を掲げておりましたが、これらの取り組みは完了しておりますことから、記載から除きました。また、将来的方向性は基本的方向性の今後の対応と捉えますと、方向性を分ける必要がなくなりましたので、方向性の記載はしないということに今回はいたしました。説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。はい、鈴木委員お願いします。

○鈴木委員

ご丁寧なご説明ありがとうございました。適正規模という3ページの中で、同学年の学級は、2学級あることを基本とするという一文があるのですが、幼児期に複数学級である必要性というのは、どこから出てきているのでしょうか。実は、私は教育委員会委員の前は、幼児教育振興審議会の委員であったのですが、確かその時は、複数学級は検討されていなかったはずで

○教育政策課長

はい、教育政策課長です。出た過程といたしましては、特に小学校のところで、切磋琢磨、要はクラス替えをしたりということが必要でありまして、そこから幼児期につきましてもやはり、色々な子どもとの関わりが必要で、それが少ないと同じ子どもとの関わりになってきますので、色々な子どもとの関わりがやはり同じように必要ではないかということで、複数学級というかたちで、今回入れさせていただいたものでございます。以上でございます。

○鈴木委員

ありがとうございます。私立の中でも既に単学級のところも結構ありますし、幼児期に複数学級が必要である根拠は、私を知る限りないと思います。この辺はもう一度ご検討いただけるとよいのかなと思います。お願いいたします。

○教育政策課長

分かりました。今回の場合は、答申に基づいて方針を作っているのですが、その辺、複数学級があった方が望ましいのではないかとすることも含めて入れさせていただいたのですが、もう一度調査いたしまして、検討させていただきます。ありがとうございました。

○五十嵐委員

はい、検討していただくということで。基本は複数学級にこしたことはないということで、検討するということですね。他に質問はございますか。はい、平田委員。

○平田信江委員

人材育成機能の公の役割を積み重ねたということで、これは、公立の先生

方のみならず、私立の先生方も、もちろんここで勉強できるということでしょうか。

○教育政策課長

今でも試みとしてはいくつかやっているのですけれども、例えば、公立の幼稚園でやったことについて、私立の幼稚園に声をかけたりですとか、それから、保育園の方にも声をかけてやっておりますので、なかなか参加が難しいという部分もあるのですけれども、その辺を工夫しながら、公立だけで人材育成ではなく、それを広く市内に広げてきているというように考えております。

○平田信江委員

ありがとうございます。幼稚園の方に何度か行かせていただいて、私立の先生方が参加されてはいるのですけれども、なかなか質問の内容がかみ合わない。やはり公立と私立でやり方が違うので、質問をしてもその部分はうちでは例がないですとか、なかなか上手くいっていない。そうすると、私立の先生方もせっかくこのような機会があって、参加をしても難しくなってくるのかなと思います。できれば、公立私立併せて活用できるようにお願いいたします。

○教育政策課長

実際のごことは今後検討していきたいと思っております。

○五十嵐委員

そのほか何かございませぬか。単純な質問なのですけれども、特別支援教育で、ことばの教室が特別支援教育だったのですが、管轄はどこにいったのですか。

○就学支援課長

はい、就学支援課長です。今は、こども政策部の発達支援課の中に、ことばの教室は入っております。

○五十嵐委員

幼稚園の先生方がやっているのですか。

○就学支援課長

幼稚園の先生方と専門職の方と一緒にやっております。

○五十嵐委員

ありがとうございました。そのほか何かご質問ございますでしょうか。それでは、根拠は今後明らかにするということで、議案第28号の採決をしてもよろしいでしょうか。では、本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。この辺は深く

検討していただくということで、よろしく願いいたします。続きまして、議案第31号「市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○青少年育成課長

はい、青少年育成課長です。議案第31号「市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明させていただきます。資料は、議事日程16ページから18ページでございます。この運営協議会は、少年センターの運営について、教育委員会の諮問に応ずる機関として、15名の委員で構成されております。議事日程の17ページをご覧ください。この委員のうち、辞職願の届けがありました第2号委員(児童福祉関係者)1名を解嘱するとともに、市川市少年センター設置条例第6条第1項及び同施行規則第2条の規定に基づき、新たに1名の委員を委嘱するものであります。恐れ入りますが、18ページの委員名簿をご覧ください。新任の方は、第2号委員・児童福祉関係者として、市川市民生委員児童委員協議会会長の堀江弘孝氏を、少年センター運営協議会委員として委嘱したく、教育委員会の議決をお願いするものであります。なお、任期につきましては、平成29年1月6日から平成29年7月16日までとなります。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、他に質疑がないようですので、議案第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。続きまして、議案第32号「市川市立学校県費負担教職員ストレスチェック実施規程の制定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○保健体育課長

はい、保健体育課長でございます。議案第32号「市川市立学校県費負担教職員ストレスチェック実施規程の制定について」ご説明させていただきます。議事日程の19ページをご覧ください。まず、今回、本規程を制定することになりました理由でございます。平成27年12月に施行された「労働安全衛生法を一部改正する法律」により、従業員が50名以上の事業所において、「医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査」、通称ストレスチェックを実施することが義務付けられました。このことを受けて、市川市立学校の県費負担教職員を対象にストレスチェックを実施する

ことに際して、必要な事項を定めるため、本規程を制定するものでございます。続きまして、主な制定内容をご説明させていただきます。議事日程の20ページ、制定文をご覧ください。初めに、第4条でございます。この度のストレスチェックの対象者についてでございますが、国からの通達に基づき、週29時間以上勤務し、当該年度の4月1日から1年間継続して勤務する職員を対象としております。次に、第7条をご覧ください。ストレスチェックの結果に基づく面接指導についてでございます。このストレスチェックの結果、ストレスが高い状態、いわゆる、高ストレス者の方につきましては、本人の希望により、医師による面接指導を受けることができる旨を定めております。次に、第12条をご覧ください。不利益な取扱いの防止についてでございます。ストレスチェックの受検は任意となっております。受検しなかったことにより、対象者の方が不利益を受けることはございません。他にも、「ストレスチェックの結果」や「医師による面接指導の申し出を行ったこと」などを理由として、不利益を受けることはございません。主な制定内容は以上になります。続きまして、「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」ご説明させていただきます。議事日程の23ページの附則及び24ページの新旧対照表をご覧ください。このストレスチェックに係る事務の所掌を明確にするため、保健体育課の個別専決事項に「県費負担教職員の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施に関すること」を追加するものでございます。説明は、以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。それでは、何かご質問ございますでしょうか。はい、小林委員お願いいたします。

○小林委員

この件につきまして、先日、各委員のところに伺われたと思うのですが、あらかじめご説明いただきました。実際、ストレスチェックを受けることは任意であると聞いたように思うのですが、それで、医師の相談を受けるように指導した方が、間違いかもしれませんが、数名、3名ほどとお聞きしました。こういう職場が非常にストレスが多くて、問題がある職場かどうかということを、ひとつはそれを判定し、または、個々については、個人のストレスをケアしてあげるとのことだと思っておりますけれども、最初のストレスチェックを受ける方が、これは強制ではないようですので、しかし、ストレスチェックをするならば、医師の立場から思うと、特にストレスを持った方が最初から受けないという、心配しなければいけない人たちが受けなくてもよいとなるといけないということで、表面的3人が医師の相談を受けることになったといっても、だから職場が安全だとは言えないようなので、教育委員会としては、そこはどの程度本当はいるのかということ、何

かしらで、表面的なことになっていないかということが心配ですので、何%の方がひとつは受けたのかということ。各職場で非常に心配をするような方が受けていないかどうか、そういうことをチェックしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○五十嵐委員

この件について、お願いいたします。

○保健体育課長

はい、保健体育課長でございます。受検率といたしましては、校長会並びに教頭会で説明させていただいて、それを受けて学校の方で、任意であります。できるだけ受検してもらいたいということで、管理職から職員の方に指導していただきました。結果的に受検率といたしましては、対象者数が1,866名、それに対して、受検率は51.6%でございました。半分より少し上にいったというような状況でございます。小林委員がご心配されております、個々の誰が受けたのかどうかにつきましては、教育委員会では把握することはできませんが、その辺につきましては、人事課とも情報提供をしながら今後把握していく必要があると思っております。それから、学校ごとに最終的には、その学校のストレス度というものが傾向的には分かるようなかたちになっておりますので、それを最終的に学校の方に戻して、管理職がまた経営の方に活かしてもらおうということにも繋げていければと考えております。

○小林委員

51.6%がやはり問題ではないかなと私は思います。何でも無い方は抵抗なくチェックして、参加しますが、メンタルクリニックなどにかかっている方は、参加しないということも想像できるような気がします。ですから、どこがどうこうということでは無いですが、教師の方は、日本の教育現場では非常にストレスが多いことが新聞紙上でも問題になっているわけですから、そういう方がケアをするということと、実際の表面的に3名がということはあまりにも少なすぎるので、もう少し実態を積極的に把握できるように、教育委員会として努力して欲しいと思います。

○五十嵐委員

ありがとうございました。はい、平田委員。

○平田史郎委員

すみません、質問なのですけれども、私共は私立なのですが、人数は十分の一以下ですけれども、100%参加をしました。二人ぐらい高ストレスという者もいたのですけれども、受けたか受けないか以外は、私共は分かりませんし、学校全体の評価は教職員には伝わるのですよね。やはり、51.6%はいささか少ないのではないのでしょうか。せつかくこれだけ体制を整えてやるのであれば、もう少し受けられるようにしていただくのがよろしいと思います。ちなみに私共の学校は、Web上でパソコンできるのですけれども、市のほ

うは同じような仕組みでいらっしゃいますか。紙なのでしょうか。

○五十嵐委員

はい、保健体育課長。

○保健体育課長

市の県費負担教職員も公立学校共済組合の方と提携して、Web上でパソコンでのチェックとなっております。

○平田史郎委員

分かりました。私共も問題があるかなという職員が最後まで回答しないのですけれども、そういう者の肩たたきはしてはいけなかったのでしょうか。朝礼では、まだ回答していない方がいるようですがという話はしたのですけれども。そういう肩たたきはできないのでしょうか。

○保健体育課長

今、小林委員からご心配いただいた51.6%ということですが、こちらとしても満足しているというような状況ではございませんので、本年度初めての取り組みというようなことで、結果的に受検率というようなことが出て参りましたので、今年度やってきた校長会、教頭会を通じてというようなことを、さらに来年度はやり方を工夫しながらやっていき、受検率をあげていかないと本当のストレス者の把握に努めることができないと考えておりますので、今年度始まってのことでございますが、来年度にむけて教育委員会としても検討しなければならないことだと感じております。

○平田史郎委員

よろしく願いいたします。

○五十嵐委員

現場の管理職からの反応や疑問点など、何か実施した後にあったのでしょうか。

○保健体育課長

今のところ特に学校のほうからは、このことについての問合せはございません。

○五十嵐委員

ニーズが高いとか、そういうことでもないのですね。今年度が初めてだから、なんともいえないのでしょうか。

○保健体育課長

そうですね。確かにこちらとしても、結果を見て、なんとか受検率をあげていかなければならないと感じておりますので、検討していきたいと考えております。

○五十嵐委員

慎重でなくてはならないし、公平でなくてはならないので、難しいところでしょうけれども。検討していただくということで、よろしいでしょうか。

それでは、議案第32号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

○五十嵐委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。今後ともよろしくをお願いいたします。次に、「報告」に入ります。報告第22号「市川市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」のご説明をお願いいたします。

○就学支援課長

はい、就学支援課長です。ご説明させていただきます。議事日程25ページをお願いいたします。本件につきましては、教育委員会会議を招集する時間がございましたので、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定に基づきまして、平成28年12月20日に、教育長が臨時に代理させていただき、本日、同条第2項の規定に基づき、ご報告させていただくものでございます。恐れ入りますが、26ページ、27ページをお願いいたします。既に、12月の定例教育委員会において、市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を報告させていただき、ご了承をいただいたところであります。同条例の施行に関して必要事項は、規則で定めるとされており、そのため、利用に対する事務、特定個人情報の範囲を規則で定める必要があったことから規則で制定しておりましたが、主務省令の一部が改正され、既に条例・規則に規定していた個人番号の利用及び特定個人情報の提供に係る事務の規定が追加されたことで、規則においても主務省令と重複する事務及び情報の細目を本規則から削除する必要が生じたことから、本規則の一部を改正するものです。なお、施行日につきましては、上級法が既に施行しているため、速やかに公布する必要があることから平成28年12月27日とするものでございます。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第22号を終了いたします。次に、「その他」に入ります。「(1)平成28年12月市議会定例会について」のご説明をお願いいたします。

○教育次長

はい、教育次長でございます。平成28年12月の市議会定例会の質疑について報告申し上げます。お手元に別冊3のその他(1)をご用意いただければと思います。まず会期でございますが、12月議会は、平成28年12

月2日(金)から12月14日(水)までを会期として開催されました。続いて、教育委員会に係る議案ですが、まず、議案第48号「平成28年度市川市一般会計補正予算(第3号)」でございますが、主な教育費予算といたしまして、塩浜学園の基本設計・実施設計委託料、こちらは1億2千万円になりますけれども、今回の補正予算に計上しております。その次の、議案第60号といたしまして、市川市放課後保育クラブの指定管理者の指定について、その次の、議案第61号として、市川駅南口図書館の指定管理者の指定について、それぞれ12月市議会にお諮りいたしまして、議案第48号及び議案第60号は全会一致で、議案第61号は賛成多数で、それぞれ可決されております。続いて、質問でございますけれども、今回は、6会派より代表質問、7名の議員より一般質問がなされました。今回も多岐にわたる非常に多くのご質問がございましたが、本日は時間の都合上、一部について報告いたします。ご報告する箇所には、太い下線を付しておりますのでご参照いただければと思います。それではまず、代表質問でございますが、教育委員会所管の議案に関する質問のほか、「児童数減少に伴う諸問題」や「平和学習」「道徳教育」「奨学金制度」「不登校児童生徒への対応」「成人式」等について質問がございました。本日は一部のみ報告させていただきます。まず4ページをご覧ください。創生市川第3の荒木議員からの質問でございますが、1つ目の○「塩浜学園基本設計、実施設計に当たっての教育ビジョンについて」でございます。義務教育学校の新校舎として、どのようなビジョンの下、設計業務を行うのかについて質問がございました。答弁では、下線部のとおり、学校づくりの「5つのつなぐ視点」として挙げられている視点に基づき、整備を進めたいといたしまして、まず、「児童生徒をつなぐ」として、校舎を一つにすることにより、前期・中期・後期の3つに分かれている学年区分の児童生徒の交流機会を充実させること。2番目、「教職員をつなぐ」として、全教職員が日常的に共通理解や意思疎通を図ることができるよう職員室や事務室を一体化すること。3番目、「家庭・学校・地域をつなぐ」として、地域の教育力を学校の教育活動に生かすことができるよう、地域の方が活用できるスペースを設けること。4番目、「理念をつなぐ」として、校舎を一つとして、1年生から9年生までが同じ場所で学べる環境づくり自体が、一貫した共通の目標を共有するという目的に合致していること。そして最後に「教育活動をつなぐ」として、塩浜学園の特色ある教育課程である「塩浜ふるさと防災科」や「理数教育の充実」のための教室を設置する旨答弁しております。続きまして7ページをご覧ください。自由民主党のほそだ議員からの質問でございますが、いじめや不登校など今日的な課題を解決するために重要な役割を果たす「道徳教育」について一連の質問がございました。そのうち、7ページの1つ目の○「道徳教育の教科化によって期待される効果」に関する質問について報告いたします。答弁では、下線部のとおり、市

内共通の教科書を使用することにより、教材研究や研修の充実が図られ、教員の授業力の向上が期待できること、また、教科となると、評価をし、通知表に記載することとなるが、子どもたちがいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ますものとして記述式で行うこととなっており、教員が個々の子どものよさを丁寧に見取ることにつながり、教員と保護者が子どもの成長の様子を共有することで、学校と家庭が連携して道徳性を育成することが期待できる旨答弁しております。続いて12ページをご覧ください。清風会の石原議員からの質問でございますが、不登校児童生徒の現状と対応、課題等について一連の質問があったのち、「不登校問題についての教育長の見解」ということで、総括的な質問がございました。これに対し、教育長から、下線部のとおり、不登校児童生徒を出さないことが第一であること、また、2つ目として、不登校児童生徒への対応であるが、単に登校させることがゴールではなく、学校外の機関であっても児童生徒の好転が期待できる取り組みは積極的に考慮していきたいこと、そして、3つ目として、不登校児童生徒の受け皿の問題であるが、既存の事業やこれまでの取り組みを継続する一方、受入可能なセクションを模索したり、要項等を見直したりする等、受入の門戸を広げられるよう努めてまいりたい旨答弁しております。代表質問の報告は以上といたしまして、続いて一般質問ですが、7名の議員より質問がございました。一般質問では、「公民館主催の英語関連講座」や「学校の宿泊行事の引率」「教育費負担の軽減」「図書館行政」「少人数学習」「いじめ・不登校問題」「ICT教育」など多岐にわたる質問がございましたが、本日は時間の都合上、一部のみ報告いたします。恐れ入りますが、21ページをご覧ください。市川無所属の片岡議員からの質問ですが、「いじめ問題」を取り上げ、調査方法や現状、対応策等について一連の質問がございました。そのうち、21ページの一番下の○「いじめに対する対応や対策はどのように行われ、今後の課題は何か」に関する質問について報告いたします。答弁では、まず、いじめに対する対応策として、下線部のとおり、まず、未然防止を第一に考える必要があるといたしまして、一人一人が認め合い、学び合える授業を通じて、共感的人間関係や自己存在感を育てていくことをどの学校でも大切にしていること。また、いじめの早期発見も欠かせないと認識しているといたしまして、22ページになりますが、定期的調査と日頃の児童生徒との関わりを併用し、実態把握に努めるとともに、児童生徒の相談を過小評価しない、真摯に受け止める姿勢でいじめの早期発見につながるよう努めていること。そして、いじめ問題が発生した場合の対応については、学校にいじめ対策委員会等の組織を設置し、「学校いじめ防止基本方針」に沿って、組織的に対応している旨答弁しております。次に、今後の課題として、下線部でございますが、今後の課題は、いじめの更なる早期発見・把握に努める必要性があるとして、教職員が日頃から子どもたち一人一人との信頼関係を

一層高められるよう努めるとともに、教育委員会でも児童生徒理解やいじめ防止の研修会の実施を通し、この問題解決を図る必要がある旨答弁しております。議会報告は以上となりますが、割愛した質問も含めまして、何かご質問等ございましたら、所管課長より回答させていただきます。なお、今回も多岐にわたる膨大な質問となりますので、本日この場に限らず、後日、いつでも構いませんので、ご不明な点等ございましたら、お問い合わせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。読みきれないと思いますけれども、何かご質問ございますか。はい、小林委員。

○小林委員

ひとつお聞きしたいのですが、議員からの質問の中で、非常にいじめに対する質問が多いようですね。私は、以前の川崎市の中学1年生の事件のときもお話したことがあるのですが、教育委員会であまりそういうことを積極的に議題として取り上げられない風潮が少し気になります。ひとつ、いじめの問題が出ましたので、先日、横浜市の福島県からやむを得ず転校してきた子どもに対するいじめ、それから、新潟県の教師による非常に不適切な発言も非常に問題になりましたけれども。市川市ではもちろんそのようなことはないと思いますが、市川市で福島から災害で転校してきた子はどれくらいいるのか、それから、あのような事件が起きたので、文科省から調査や通達があったのだと思うのですが、市川市における転校児童があったとすれば、その現状は対応できているのか。分かる範囲で教えてください。

○五十嵐委員

ありがとうございました。義務教育課お願いいたします。

○義務教育課長

はい、義務教育課長です。福島からの転入生についての資料は今手元にございませんので、後ほどお伝えしますけれども、あの時に各学校にそういったお子さんの状況については聞きました。そして、横浜で起きているようなことはない、元気に生活をしているということは確認しております。

○五十嵐委員

はい、学校教育部次長。

○学校教育部次長

確かな人数ではないのですが、10数名おりました、該当する全ての学校に電話をいれました。学校の方でも掌握はされていると思うのですが、確認ということで。そういったことが無いか、担任への聞き取りを行うこと、そして今後も引き続きその辺につきまちは、特に他の子以上に注意するように全ての学校に電話をして、校長の方に指示をいたしました。以上です。

○小林委員

ありがとうございました。

○五十嵐委員

その他いかがでしょうか。折を見てじっくり読んでいただいて、また次回でも結構ですので、ご質問していただくということで、よろしいでしょうか。それでは、次に移らせていただきます。議案第29号「市川市教育委員会委員の辞職について」を議題といたします。

○教育長

議案第29号および第30号につきましては、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により傍聴人の退席をお願いします。

【傍聴人無し】

非公開事案

(市川市教育委員会会議規則第38条第3項のただし書きの規定による)

非公開事案

(市川市教育委員会会議規則第38条第3項のただし書きの規定による)

非公開事案

(市川市教育委員会会議規則第38条第3項のただし書きの規定による)

○教育長

それでは、傍聴人に入室していただきます。

【傍聴人無し】

○教育長

これをもちまして、平成29年1月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時56分閉会)